

令和7年10月7日(火)実施「北区立学校給食用物資納入にかかる令和8年度からの変更点」質疑応答一覧

北区学校支援課保健給食係作成

※HACCP管理等については北区保健所までお問い合わせください。

北区保健所生活衛生課 食品衛生担当（03-3919-0726）

No.	スライド 該当箇所	質問	回答
1	1(P.3)	給食費公会計化により、保育園への食材納入も事業者登録が必要となり、入金方法等が変わるのか。	対象は、北区立小・中・義務教育学校のみです。保育園は対象外です。
2	2-1(P.4)	給食費公会計化に伴い各校の契約行為が無くなる訳ではないのか。（北区と契約ではなく、各校との契約なのか。）	北区では、契約行為は引き続き各校と行っていただくことになります。
3	3-6(P.11)	食材事業者登録の認定審査のために、事業所の立入検査があるのか。	食材事業者登録制度においては、立入検査は実施しません。 ただし、食品衛生監視票の提出が必要な事業者で、発行日が申請日から1年以内の書類が無い場合は、保健所の立入検査を受けて、食品衛生監視票を取得する必要があります。
4	4-1(P.13)	請求書のメール提出は可能か。可能な場合、学校からメール提出を拒まれる可能性はあるか。	メール提出は可能です。提出先のメールアドレスについては、学校にお伺いをお願いします。 なお、区から学校に対し、理由なくメール提出を拒まないよう、説明をさせていただきます。
5	4-1(P.13)	振り込みについては、各学校の金額内訳が分かるような形で振り込まれるのか。	当月5日までに提出のあった各学校の請求書の合計額を、まとめて当月末日までに振り込みます。 学校ごとの金額内訳を知りたい場合は、保健給食係までご連絡いただければ、個別に対応いたします。
6	4-2(P.14)	請求書の記載内容について、学校長宛とあるが、学校宛（従来どおりの記載方法）でもよいのか。	従来通りの記載で構いません。
7	4-2(P.14)	請求書について、押印は廃止となるのか。（従来は押印していた。）	従来通りの取扱いで構いません。
8	4-2(P.14)	請求書について、納入月と請求月を合わせる必要はあるか。	納入月と請求月を合わせる必要はございません。納入月に関わらず、当月5日までに提出のあった各学校の請求書の合計額を、まとめて当月末日までに振り込みます。
9	4-2(P.14)	請求書の書式は、独自の書式でいいのか。	独自の書式で構いません。
10	4-3(P.15)	請求書の提出スケジュールは、毎月5日となっているが、1月など、5日が閉庁日に当たる場合の締切日はどうなるのか。	1月など例外が発生する場合は、別途締め切り日を設定をしますので、別途お示しする期日までにご提出いただけますと、当月末日までにお支払いいたします。 毎月の詳細スケジュールについては、別途お知らせします。
11	4-3(P.15)	請求書を締め切り日までに提出したが、栄養士から受け取っていないと言われた場合、どうすればいいのか。	学校と認識の齟齬があった場合は、事実関係を確認させていただきます。請求書提出日や提出方法等の確認ができる資料（メモ等）の記録を残しておいていただけますと幸いです。なお、事実確認が難しい場合は、翌月末日までのお支払いになることをご了承ください。
12	4-3(P.15)	請求書の提出日とは、何をもちて判断されるのか。	学校が請求書を受理した日とさせていただきます。
13	4-3(P.15)	複数校へ納入している場合、一つの学校への請求書を提出し忘れたら、全校分の支払いが遅れるのか。	当月5日までに提出のあった学校の請求書の合計額を、当月末日までに振り込みを行います。遅れて提出した学校の請求書は、翌月以降の末日までに振り込みます。
14	4-3(P.15)	納品書・請求書について、10%税率が適用される食材の印は★以外の記載でもよいのか。また、8%税率の食材に印をつけてもいいか。	10%の食材と8%の食材を見分けることが目的のため、印の種類や、印をつける位置は問いません。
15	4-3(P.15)	食品と消耗品の納品書・請求書は分けるとのことだったが、消耗品とは何を指すか。	食材以外のもの（カップ、使い捨てスプーン等）は、すべて消耗品となります。